

## 第6次桜井市総合計画策定について

### 1. 計画策定の趣旨

総合計画は、将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するための政策の方向性、政策を実現するための施策などを示すもので、自治体が行っている様々な事業や行事、都市基盤整備などは、この総合計画を基に実施しています。

現在桜井市は、平成23年度から平成32年度を計画年度とする、第5次桜井市総合計画に基づき事業を実施していますが、計画年度が終了となる平成32年度までに、新しい総合計画を策定する必要があります。

近年の少子高齢化や人口の減少、また、社会・経済情勢の急激な変化などにより、市民のニーズも多種多様なものとなっています。新しい第6次総合計画は、その様な本市を取り巻く課題を的確に把握したうえで、本市の特性を活かした個性あるまちづくりを、市民と行政との協働により実現するための基本指針として策定するものとなります。

### 2. 目標年度及び策定期期

平成33年度を初年度とし、平成42年度を目標年次とします。平成30年度から32年度までを策定準備期間とし、総合計画の基本構想を平成32年9月議会に上程（参考資料として基本計画も併せて提出）できるよう、策定作業を進めていきます。

### 3. 総合計画の体系

総合計画は、基本構想、基本計画をもって構成します。

#### (1) 基本構想

市の行政運営の根幹となるものであり、本市を取り巻く社会状況、課題を踏まえ、都市の将来像とそれを実現するための基本的な政策大綱を示すものです。

計画期間は平成33～42年度までの10年間とし、議会の議決を経て定められます。

#### (2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な取り組みを纏めたもので、基本構想の議決時に同時に提出します。計画期間は前期5年（平成33～37年度）、後期5年（平成38～42年度）の10年間とします。また、別途実施計画を定めます。  
※実施計画：基本計画に示される施策や事業を具体的に記載したもので、毎年度の事業計画を示すものです。

## 4. 策定体制

第6次総合計画は、以下の組織により策定します。（別表参照）

### (1) 外部組織

#### ①有識者会議

幅広い観点から計画策定について検討を行うため、桜井市の各分野において豊富な知見を有する学識経験者等からなる有識者会議を設置します。

#### ②総合計画審議会

桜井市総合計画条例（平成30年3月30日条例第1号）に基づき、県議・市議・各種団体代表・学識経験者・市民公募委員で構成する総合計画審議会を設置します。

市長が諮問する総合計画案（基本構想・基本計画）に対し、市民意見を総括した中で総合的に調査審議を行い、答申します。

委員の数は20人以内で、市長が委嘱します。

#### ③高校生まちづくり会議

将来の桜井市を担う若年層の意見を総合計画に反映させるため、市内3高校の学生からなる「高校生まちづくり会議」を設置します。

### (2) 庁内組織

#### ①総合計画策定委員会

総合計画の基本構想及び基本計画を策定する、全庁的体制による策定委員会を設置します。

#### ②検討委員会

作業部会で検討した計画素案について検討を加え、策定委員会に上申するための検討委員会を設置します。

#### ③作業部会（ワーキンググループ）

策定委員会の下部組織として、総合計画における各分野の専門的事項を所掌させ、計画素案・資料を作成・検討するための作業部会を設置します。

## 5. 議会

議会に対しては、作業の進捗状況に併せて適宜説明を行います。最終的には、平成32年9月議会において、基本構想の議決（参考資料として基本計画も併せて提出）をいただきます。